

栗東市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定のに基づき、平成27年12月28日付けで提出された栗東市職員措置要求について監査を実施したので、その結果を同条第4項の規定により、次のとおり公表する。

平成28年2月23日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 林 好男

栗東市職員措置要求にかかる監査結果

第1 監査の請求

1 請求の要旨（原文のとおり）

別紙事実証明書（委託契約書アならびに委託変更契約書(1回目)イ）によると、栗東市長野村昌弘は、中井造園株式会社 中井司との間で、平成27年4月28日に「栗東歴史民俗博物館 樹木剪定・伐採委託業務」と契約を交わした。また平成27年7月10日には契約の変更を行っている。

別紙事実証明書ウ（栗東歴史民俗博物館傾斜地 樹木剪定・伐採業務仕様書）における「作業上の一般留意点等」の①では「作業中は、博物館の運営に支障のないように配慮するとともに、来館者、周辺住民等の危険のないように十分注意して実施すること」とあり、②では「施設、近隣住宅、樹木等を損傷しないよう十分注意して施行すること。万一損傷した場合は受託者の負担で原型に復すること」とある。

ところが、この工事は以下の点で問題があった。

- (1) 樹木の伐採搬出は、一部、隣接する栗東市立図書館遊歩道に作業用車両を停めて行われた。別紙事実証明書エ(平成26年度栗住工第1号図書館散策路改修工事 工事仕様書)によれば、この透水性舗装は別紙事実証明書オ(表3.3透水性舗装の区分)にあるとおり、最も荷重の低い歩行者用のものであり、車体の安定のための「アウトリガー」が付いた作業用車両(一般道で作業している作業用車両の写真を参照)に耐えられるものではない。そのため、栗東図書館遊歩道には、写真に示す通り、陥没と圧縮が生じてしまった。
- (2) 工事によって出た落ち葉等が適正に処理されなかったため排水溝を塞ぎ、作業用車両が置かれた遊歩道中の2か所では写真に示す通り、その後数週間、大雨が降った時に大きな水たまりができるようになってしまった。
- (3) この工事は、遊歩道を通行止めにするともなく誘導員も立てずに行われたため、遊歩道を利用する人に大きな迷惑をかけた(労働安全衛生規則第158条に違反)。
- (4) この工事で伐採された樹木は、周辺住民から苦情が来るまで敷地内に放置された。仮置き場所にロープが張られたのは、本請求人からの指摘を受けた後である。
- (5) この工事について、市民及び周辺住民への告知、情報提供は十分ではなかった。
- (6) この工事は、写真にあるように、栗東市立図書館との境にある生け垣を無残に破壊した

ため、本来不要不急であった生け垣の大胆な剪定伐採を行う必要が生じ、栗東市に財政的負担をもたらした。

(7) そして、工事終了後も、写真にあるとおり、剪定伐採した樹木が一部現地に残され、また部分的に手つかずのところを残した。

その結果、写真のとおり、たんなる自然破壊と見間違えられかねない無様な状態となり、大きく景観を損ねる結果となった。

以上、縷々述べた通り、この契約に基づく事業は、途中で契約が変更されていることから明らかな通り、甘い見通し、杜撰な計画でなされた。そして、それに加えて工事発注者としての管理も十分ではなかった。

これは、違法または不当な公金の支出であり、また違法または不法な財産の管理を怠る事実であることは疑いえない。

そこで本件請求人は、栗東市監査委員が上記記載の事実について責任を有する者に対して、博物館裏山の再整備、遊歩道の復元等の損害の補填および「必要な措置」をとるように栗東市長に対して勧告することを求める。

事実を証する書面

事実証明書ア 栗東歴史民俗博物館 樹木剪定・伐採委託業務契約書

事実証明書イ 栗東歴史民俗博物館 樹木剪定・伐採委託業務変更契約書

事実証明書ウ 栗東歴史民俗博物館傾斜地 樹木剪定・伐採業務仕様書

事実証明書エ 情報公開決定通知書（栗教委函 32 号）に基づき入手した書類一式

事実証明書オ 水と舗装を考える会編『よくわかる透水性舗装』の写し

工事施工写真

中村昌弘著『職長・安全衛生責任者の役割と責任』の写し

事実を証する書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

2 請求人

栗東市 早川洋行

3 請求のあった日

平成 27 年 12 月 28 日

第 2 請求書の受理

本件請求は、平成 27 年 12 月 28 日に提出され、同日受付け、平成 28 年 1 月 6 日に地方自治法（以下「法」という。）第 242 条に定める要件を具備しているものと認め、これを受理した。

第 3 監査の実施

1 請求人の陳述

法第 242 条第 6 項の規定に基づき、請求人に対して、平成 28 年 1 月 19 日に陳述の機会を設け、監査委員事務局横、傍聴者控え室において、証拠の提出および請求の趣旨を補足する陳述を受けた。

2 関係職員の事情聴取

業務発注に係わるスポーツ・文化振興課および栗東歴史民俗博物館を対象機関とし、平成28年1月19日、26日の両日に関係職員から事情聴取を行い、現地確認を実施した。

第4 監査の結果

1 監査の対象に係る違法性もしくは不当性についての請求人の主張の要旨

請求人は、栗東市職員措置請求書によると、

- (1) 栗東市長野村昌弘は、栗東歴史民俗博物館樹木剪定・伐採業務（以下「本件業務」と言う。）の委託に関し、受託業者が業務の遂行のために栗東市立図書館敷地内の遊歩道に「アウトリガー」が付いた作業用車両を進入することの許可をし、また受託業者は工事施工において「アウトリガー」装置稼働上の注意を怠り、その結果、上記作業用車両の運行により上記遊歩道の道路面に陥没や圧縮跡を生じさせた。
- (2) 本件業務の作業期間中、遊歩道の管理不足のために、工事によって出た落ち葉などが排水溝を塞ぎ、その結果、陥没が生じた箇所付近が降雨の毎に冠水した。
- (3) 本件業務の遊歩道付近での作業中において、遊歩道を通行止めにすることなく、また誘導員も立たせないなど、遊歩道における一般通行人の安全のための管理を怠った。
- (4) 周辺市民からの苦情を受け、伐採後の樹木の仮置き場をロープで囲ったが、それまで伐木が施設内に放置されたままとなり、施設の安全管理を怠った。
- (5) 本件業務の作業の実施において、市民および周辺住民への周知が十分にされていなかった。
- (6) 栗東歴史民俗博物館裏山から剪定・伐採された樹木の搬出の際、隣接する栗東市立図書館の生垣に損傷を与えた過失により、本来不要不急であった同生垣の大胆な伐採が必要となり、そのため不必要な生垣の剪定・伐採費用の支出が生じた。
- (7) 本件業務は完了しているが、この業務により発生した剪定・伐採樹木の一部が未だ現地に放置されたままになるなど、結果として単なる自然破壊と見られかねない状態となり、景観も損ねた様相になった。

との理由から、本件業務の実施において違法または不当な公金の支出があり、また違法または不当な財産の管理を怠る行為があったと主張されていると解されるので、以下これについて判断する。

2 監査対象機関に対する監査の実施により確認された事実関係

監査の対象となった栗東歴史民俗博物館樹木剪定・伐採業務について、監査対象機関であるスポーツ・文化振興課および栗東歴史民俗博物館に対する監査を実施するとともに、職員から事情を聴取した結果、以下の事実関係が確認された。

- (1) 本件業務の委託者は、樹木剪定・伐採作業で発生した搬出物の搬出方法において、効率的な施工方法を検討した結果、遊歩道への作業車・搬出車の進入が必要と判断し、栗東市立図書館職員とも協議の上、受託業者に上記車両の進入を許可している。
- (2) 遊歩道に生じた水たまりは、両側排水路が落ち葉等の堆積により閉塞状態になっていたことが原因と考えられ、集中的な降雨時に勾配的に一番低い陥没箇所に冠水が発生した。
- (3) 請求人の上記主張(3)・(4)・(5)の事実は認められた。

- (4) 樹木剪定物や伐採樹木の搬出が隣接する栗東市立図書館の生垣の上空を越しての搬出となり、その際、同生垣上部に損傷を与えた事実は認められるが、その損傷の結果として同生垣の剪定・伐採がなされたものではなく、損傷の有無に関わりなく栗東市立図書館の事業として当初より剪定・伐採が予定されていた。
- (5) 本件業務は、高樹木の倒木や電柱架線への支障、また落ち葉等による近隣住民への迷惑解消を目的に実施されたものであり、その目的に沿った工事の施工は完了しており、今後も同様の目的で年次的に適宜、実施される予定である。

3 判断

- (1) 作業車（車両積載型トラッククレーン）が進入し、アウトリガー（吊り上げ荷作業の安定化・転倒防止のため張り出して固定する脚のような装置）を設置したことにより陥没と圧縮損傷が生じたとされる遊歩道の幅員は、2 m 16 c mであり、作業車の両輪幅は1 m 90 c mである。そうすると、陥没箇所と思われる箇所は遊歩道の中央付近にあるから、作業車両の左右に張り出して操作を行うアウトリガーにより遊歩道中央部分に損傷が生じることは通常は不可能と考えられる。また、作業車両駐車におけるタイヤ痕と想定しても、これが遊歩道中央付近に生じることは不可能と考えられる。さらに、伐採樹木搬出用運搬車として、2 t ダンプを使用しているが、車両幅が1 m 69 c mとなっており、やはり上記と同様の考え方が出来る。

また、作業車輪の片側を遊歩道敷外に乗り上げて作業を実施することも考えられなくもないが、陥没箇所付近の遊歩道敷外には庭石があり、同箇所に作業車両を乗り入れることは不可能であるため、このような可能性がないことも判明している。

よって、遊歩道の陥没および損傷は、本件業務の作業によって生じたものであるとは判断しがたい。

- (2) 遊歩道の降雨時の冠水は、前記のとおりの原因に基づくものであり、両側排水路の落ち葉の堆積物を清掃することにより解消される程度のものに止まっており、また排水障害を起こす損傷箇所も見当たらなかった。
- (3) 前記のとおり、請求人の主張(3)・(4)・(5)の事実は認められ、本件業務の施工方法について適切さに欠ける部分があったことは否定できないものの、これによって看過できない被害等が発生しているとまでは認められない。
- (4) 本件業務の実施の過程で栗東市立図書館の生垣に損傷が生じた事実は認められるが、前記のとおり、そもそも生垣剪定は損傷の有無に関わりなく当初より発注予定されていたものであり、実施された剪定・伐採作業も当初の予定通りのもので、上記損傷により大胆な作業内容に変更された事実は認められない。したがって結果として余分な費用が支出された事実はない。
- (5) 本件業務発注の目的は、高樹木の転倒防止や電柱架線への樹木枝の接触の危険性、また近隣住民への落ち葉等の迷惑解消を主にしており、おおむねその目的は達成されていると判断される。

以上のことから、本件業務において、違法または不当な公金の支出は認められず、また違法または不当な財産の管理を怠る行為といえるだけの事実も認められない。よって、請求人の主張は、これを認めることはできない。

請求人は、本件業務に関し、前記の主張を根拠に、栗東歴史民俗博物館裏山の再整備、遊歩道の復元の損害の補填および必要な措置を求めているが、第4の3の判断で述べたとおり、請求人の主張には理由がないので、これを棄却する。

なお、前記のとおり本件業務の施工方法について請求人が主張の要旨(3)～(5)で指摘する部分に関しては、監査対象事項にはならないものの、本件業務の施工方法において適切さを欠いたとの指摘の意味において、妥当な市民の意見というべきであるから、業務委託発注者である栗東市長に、監査内容を含め、報告することとする。